

環境影響評価の対象事業及び規模

(令和4年10月1日～)

対象事業		上：法第1種事業規模 ※1 下：法第2種事業規模 ※1	条例事業規模 ※2	
			一般地域	特定地域 ※3
1 道路	高速自動車国道 道路（一般国道、県道 市町村道、農道）	すべて （一般国道） 4車線以上、10km以上 7.5km以上10km未満	4車線以上、6km以上	4車線以上、4km以上
	道路（林道）	（山のふもと地域づくり交付金により整備される林道） 幅員6.5m以上、20km以上 幅員6.5m以上、15km以上20km未満	幅員6.5m以上、10km以上	幅員6.5m以上、7km以上
2 河川	ダム、堰、湖沼水位 調節施設、放水路	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
3 鉄道	新幹線鉄道	すべて		
	普通鉄道及び新設軌道	10km以上 7.5km以上10km未満	5km以上	3km以上
4	飛行場	2,500m以上 1,875m以上	1,250m以上	900m以上
5 発電所	水力発電所	3万kW以上 2.25万kW以上3万kW未満	1.5万kW以上	1.1万kW以上
	火力発電所	15万kW以上 11.25万kW以上15万kW未満	7万kW以上	5.5万kW以上
	地熱発電所	1万kW以上 0.75万kW以上1万kW未満	0.5万kW以上	0.35万kW以上
	原子力発電所	すべて		
	風力発電所	5万kW以上 3.75万kW以上5万kW未満	0.75万kW以上 ※4	0.75万kW以上 ※4
	太陽電池発電所	4万kW以上 3万kW以上4万kW未満	40ha以上	30ha以上
6	廃棄物最終処分場	30ha以上 25ha以上30ha未満	10ha以上	8ha以上
7	公有水面の埋立又は 干拓	50ha超 40ha以上50ha以下	20ha以上	16ha以上
8	土地区画整理事業	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
9	新住宅市街地開発事業	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
10	住宅用地の造成	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
11	工業団地の造成	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
12	新都市基盤整備事業	100ha以上 75ha以上100ha未満		
13	流通業務団地造成事業	100ha以上 75ha以上100ha未満	40ha以上	30ha以上
14	農用地の造成又は改良		造成 40ha以上 改良 200ha以上	造成 30ha以上 改良 150ha以上
15	ゴルフ場の建設		新設：ホール数18以上かつ平均距離100m以上、又はホール数9以上18未満かつ平均距離150m以上 変更：増設9ホール以上	新設：ホール数18以上かつ平均距離100m以上、又はホール数9以上18未満かつ平均距離150m以上 変更：増設6ホール以上
16	養豚場の建設		豚房面積 7,500㎡以上	豚房面積 5,500㎡以上
17	工場等の建設		最大排出ガス量 20万m ³ /時以上 又は平均排出水量 5,000m ³ /日以上	最大排出ガス量 15万m ³ /時以上 又は平均排出水量 3,750m ³ /日以上
18	その他の土地の改変		改変面積 40ha以上	改変面積 30ha以上
○ 港湾計画 ※5		埋立・掘込面積 300ha以上 2種事業設定なし	120ha以上	90ha以上

※1 法第1種事業とは、必ず環境影響評価を行う事業であり、法第2種事業とは、環境影響評価が必要かどうかを主務大臣等が個別に判定する事業である。

※2 環境影響評価法に規定する対象事業を除く。

※3 条例の特定地域は、自然公園法の特別地域、自然環境保全法の特別地域など、特に配慮が必要な地域をいう。

※4 経過措置あり（<https://www.pref.kagoshima.jp/ad01/kurashi-kankyo/kankyo/hyoka/fuuryokutuika.html> 参照）

※5 港湾計画については、港湾環境影響評価の対象となる。

* 環境影響評価法：平成11年6月12日施行、鹿児島県環境影響評価条例：平成12年10月1日施行